

真宗誠照寺派 教師資格規定

真宗誠照寺派

下記の資格を有する者は、「教師検定試験」を受けることができ、合格した者は法主より教師に任命される。

1. 以下に記す教育機関に於いて、仏教学・真宗学を合計6単位以上（但し真宗学4単位以上は必修）修得した者。
 - * 大学院又は大学又は短期大学（通信又は夜間課程を含む）
 - * 真宗の宗門立の専修学院（通信又は夜間課程を含む）
 - * 高等学校の専門（仏教又は真宗）コース
 - * 当派或は越前他三派主催の夏安居又は夏期講習会
 - * 真宗教団連合主催の中央研修会
 - * 当派主催の瑞朋会研修会（または当派主催の勉強会）

付記 1

単位数については、以下のようにする。

1. 大学院又は大学又は短期大学については、当該大学の単位数をそのまま認める。
2. 真宗の宗門立の専修学院については、当該教育機関の単位数をそのまま認める。
3. 高等学校の専門（仏教又は真宗）コース については、2.5単位とする。
4. 当派或は越前他三派主催の夏安居又は夏期講習会については、二日間以上の講習会を1.0単位とする。
5. 真宗教団連合主催の中央研修会については、1回の受講で2.5単位とする。
6. 当派瑞朋会研修会（当派主催の勉強会）については、1回（2時間）の受講で0.25単位とする。

付記 2

6単位のうち、1単位は当誠照寺派主催の夏安居又は夏期講習会を受講していなければならないものとする。

付記 3

教師検定試験を希望するものは、次の書類を教師検定試験資格審査委員会に提出して、その決を得なければならない。

1. 教師検定試験受験願
2. 単位履修証明書又は受講証明書

付記 4

所定の単位に満たない寺院の継承者が、住職就任を希望するときは、教師資格を取得するよう次の書類を教師検定試験資格審査委員会に提出して、その決を得なければならない。

1. 教師検定試験受験願
2. これまでに取得した単位履修証明書又は受講証明書

但し、ここで取得された教師資格は仮に授与したものである 従って所定の単位を教師 検定試験資格審査委員会の指導の元に、3年以内に取得しなければならない。

付記 5

1. 教師検定試験資格審査委員会の委員は、内局が当る。
2. 教師検定試験の試験官は法主臨席のもと、内局（二名）が当る。

この規定は、2021年7月1日より施行する